

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 16 日現在

機関番号：24402

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2012～2015

課題番号：24530096

研究課題名(和文) 包括担保化時代における担保権と事業再生との調和に関する手続的研究

研究課題名(英文) Study of security interests and business rehabilitation in the age of Asset Based Lending

研究代表者

高田 賢治 (Takata, Kenji)

大阪市立大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：40326541

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,800,000円

研究成果の概要(和文)：債権者の一般の利益が多義的であることを明らかにした。破産か事業再生かの判断基準として、破産配当額以上の弁済をする場合にのみ事業再生を許すという考え方(清算価値保障原則)について研究した。清算価値について、民事再生法の特徴を踏まえるべきであること、清算価値保障原則を下回っても多数債権者の合理的な意思決定に基づく再生計画は認可してよいことを論じた。

イギリスにおける動産・債権担保法制(ABL)を研究した結果、イギリスでは、包括担保の優先順位が低いこと、担保目的物の一部を無担保債権者に分配する工夫がされていること、および担保権者の自衛策があることがわかった。

研究成果の概要(英文)：I show that the general interests of creditors means not only best interest but also the others. I study the best interest test. The test is that debtors can go corporate reorganization proceedings when they can pay more money than that in bankruptcy liquidation. But I discuss that we have to consider the features of the rehabilitation act if we use the best interest test and that the court may confirm the plan which is under the liquidation value when most of creditors support it.

I study Asset Based Lending in England. I show the following features. The first is that floating charge is less priority than fixed charge. The second is that there is the subscribed part for unsecured creditors. The last is that a secured creditor manage to protect their interests under that circumstance.

研究分野：倒産法

キーワード：清算価値保障原則 債権者の一般の利益 ABL 包括担保

1. 研究開始当初の背景

(1) これまで、清算価値保障原則の基礎的な研究の一環として、包括担保化時代における事業再生と債権の優先順位に関する比較法的考察を行ってきた(平成21年度～23年度若手研究(B)による研究)。

そこでは、事業再生と包括担保を対立するものと捉えた上で、担保権者の利益と事業再生による無担保債権者の利益をどのように調整するかという視点から研究した。

(2) 本研究は、上記研究をふまえ、無担保債権者を一定程度、保護することを前提にすると、担保権者の利益を最大化することと事業再生とは、目標がほぼ重なり合っており、担保権者の利益の最大化と事業再生とは両立させることができるというメリットがあるのではないかという着想を得た。

以上の研究の背景と観点から、包括担保化時代における担保権と事業再生との調和に関する手続的研究に着手した。

2. 研究の目的

本研究の目的は、金融機関が企業のすべての財産を包括的に担保取得する時代が到来した場合を前提として、担保権者(金融機関)と無担保債権者との対立構造から脱却して、担保権の実行手続としての側面をもつ事業再生という視点から事業再生手続を研究することを研究の目的とする。

3. 研究の方法

(1) 研究方法としては、破産・民事再生・会社更生における担保権消滅許可制度を手続的観点から研究する。

(2) また、再生手続におけるDIP型と管理型の振り分けについても条文解釈に基づく研究をする。

(3) さらに、イギリスにおける担保法制の概要を研究する。そして、清算価値保障原則(計画による弁済率が破産手続による場合の配当率を下回ってはならないこと)について多角的な研究を進める。

4. 研究成果

(1) 担保権消滅請求の手続

倒産法においては、民事再生手続、会社更生手続、破産手続のすべてに担保権消滅制度が導入されている。しかし、それぞれの手続における担保権消滅制度の位置づけが異なることから、手続のあり方も異なっている。

そこで、担保権消滅を2つの研究方法で研究した。すなわち、1つは、立法論であり、もう一つは、手続横断的な比較研究である。

立法論

立法論においては、民事再生手続において担保権消滅制度の申立権を再生債務者等に限定することが合理的かという問題提起をし、担保権者にも担保権消滅制度の申立権を付与すべきであることを提言した(対立型スキームからの帰結)。

また、担保権消滅許可の審理のあり方が東京と大阪で異なることに着目して、担保権者の審尋の実施または担保権消滅許可申立て前の事前協議義務を申立人に課すことという選択肢を提示した(協調型スキームからの帰結)。いずれにせよ、再生手続における事業再生計画の策定イメージ(2つのスキームのいずれを採用するかで担保権消滅の位置づけや手続も影響があることがわかった)。

手続横断的な比較研究

手続横断的な比較研究においては、民事再生、会社更生、破産の各手続における担保権消滅制度の手続を担保権者による対抗手段の視点から比較検討した。担保権実行の手続は、破産においては担保権消滅制度に優先することが明確になっているが、担保権実行申立ての証明文書の提出という方法のため、競売手続と消滅手続が競合した場合の問題を完全には回避できない。再生手続においては、中止命令制度があることから、競売手続よりも消滅手続が優先するといえるものの、中止命令がない場合の優先劣後是不明確であり、競売手続と消滅手続の競合問題が生じうる。買受申出は、競売手続を補完するが、担保権実行が優先するため、競売手続との競合があり得る。即時抗告は、民事再生・会社更生では、担保権者の対抗手段であるが、破産では、利害関係人の不服申立手段という相違がある。価額決定請求の費用負担ルールは、敗訴者負担というよりも、無剰余の後順位担保権者のハイリスク価額決定請求を抑止することおよび、再生債務者等による濫用的担保権消滅許可申立てを抑止する機能をもつ。

以上のことを明らかにした。

(2) 清算価値保障原則の研究

倒産法における債権者の一般の利益

倒産法における「債権者の一般の利益」という概念は、清算価値保障原則とほぼ同義と考えられている。しかし、債権者の一般の利益という文言は、様々な場面で用いられており、必ずしも清算価値保障原則を意味しない場面もあることを指摘した。

すなわち、手続の制度の相違、手続の進捗状況、債権者の意向等を踏まえて総合的に判断する基準および同一の倒産手続内においてある特定の制度を利用した場合と利用しなかった場合とを比較して、債務者財産の維持・増殖の見込みがあるか否かを判断する基準としても用いられる多義的な概念であることを明らかにした。

清算価値保障原則の再構成

清算価値保障原則を意味すると考えられているのは、再生手続における再生計画の不認可事由の1つとしての「債権者の一般の利益」(民事再生法174条2項4号)である。そして、清算価値保障原則の趣旨について学説上、検討が深められ、ている。そこでは、清算価値保障原則の趣旨が少数派債権者保護にあることを前提に、少数派債権者を保護

する趣旨・意義について検討されている。

しかし、清算価値保障原則を少数派債権者保護として位置づけることについては、疑問の余地がある。これを和議と民事再生との比較の視点から検討した。

その結果、清算価値保障原則の中核となる規定が和議には存在したが、民事再生には存在しないこと、手続開始原因が緩和されたため、破産における予想配当率の算定が困難なこと、担保権実行中止命令や担保権消滅制度など担保権を制約する制度があるため、それを前提とする事業価値とそのような制度がない破産における事業価値を比較することは困難であること、否認権の有無という制度の相違がなくなったこと、個人債務者と異なり固定主義妥当するとはいえないため、清算価値というのは、同一財産の範囲についての評価方法の相違に過ぎないことを指摘した。

以上より、民事再生においては、予想破産配当率の算定が困難となる要素が多く含まれており、清算価値を算定困難にしている。他方、予想破産配当率とは無関係な解体処分価値であれば算定可能であるが、それは債務者財産の価値実現の方法の1つに過ぎず、債権者の多数の意向によって決断すべきものである。したがって、清算価値保障原則は、多数は債権者の意思決定が不合理な理由によって清算価値（解体処分価値）を下回る計画を可決したのではないかという推測をする基準としての意味をもつ。その場合は、多数派債権者の意思決定を裁判所が審査して、債権者に対する情報開示の不適切や債権者の知識不足・無関心などの理由によって不合理な意思決定がされたことが認められれば、再生債権者の一般の利益に反する場合として不認可としてよいが、多数派債権者が合理的な理由によって可決している場合は、不認可とすべきではない。合理的な理由とは、事業再生によって取引を係属してもらえ、連鎖倒産を防止して他の取引先への融資を回収できる、不法行為被害者を救済してパブリックイメージを維持するといった間接的な経済的利益である。ただし、計画に反対する債権者の清算価値での債権買取り条項などを設けることで、少数派債権者を保護する仕組みを検討する必要がある。

以上見解を示した。

(3) 包括担保と事業再生

包括担保と事業再生について比較的研究をするため、イギリス担保法制について研究を進めた。

イギリスの担保権は、「Security interests」と呼ばれるものがある。これには、フィックスド・チャージとフローティング・チャージが含まれる。また、担保としての機能を果たすものとして、絶対的権利（譲与 grant）と呼ばれるものがあり、インボイス・ディスカウンティング、ファクタリングが含まれる。これらのイギリス担保法の概念

を整理して紹介した。その上で、絶対的権利と担保権の性質決定の問題、担保権のうち、フィックスド・チャージとフローティング・チャージとの相違について研究した。さらに、それらの担保設定の問題（登記制度とその改正）、未登記の効果、通知と登記の関係、担保権者の優先順位、担保権の実行手続（2002年改正の前後の比較）などについて研究をした。

以上の研究により、イギリスの担保融資の機能について、動産・債権の包括的な担保設定をした場合の有用性（実行段階の柔軟性）、批判（優先順位の低下）、問題点（登記と通知の優劣等の問題）などの示唆が得られた。

とくに一般債権者を保護するための仕組みがあるとともに、それを回避するための担保権者による対応策とそれに対する判例の動きが明らかになったことが、今後の包括担保と事業再生との関係を研究する上で重要な点である。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計 4 件)

高田賢治、経営者保証ガイドラインと自由財産の範囲拡張、銀行法務 21、査読無、797号、2016、pp.28 - 29

高田賢治、労働債権についての情報提供努力義務、銀行法務 21、査読無、790号、2015、pp.38-39

高田賢治、再生債権者が支払停止を知って投資信託受益権の解約金支払債務を負担した場合、民事再生法 93 条 2 項 2 号の「前に生じた原因」にあらず、相殺禁止とされた事例、私法判例リマークス 51 号、査読無、2015、pp.140-143

高田賢治、無届けの過払金返還請求権への弁済を定める再生計画、民商法雑誌、査読無、146 巻 1 号、2012、pp.108-114

〔学会発表〕(計 1 件)

高田賢治、倒産法における債権者の一般の利益、日本民事訴訟法学会関西支部研究会、2015 年 2 月 7 日、島根ビル(大阪府、大阪市)

〔図書〕(計 8 件)

高田賢治(池田真朗ほか編) 商事法務、「イギリス担保法制の概要」『動産債権担保 - 比較法のマトリクス』、2015、pp.439 - 464

高田賢治(田邊光政編集代表) 民事法研究会、「倒産法における債権者の一般の利益」『会社法・倒産法の現代的展開』、2015、pp.486-504

高田賢治(小川秀樹=松下淳一編) 青林書院、「取戻権」『破産法大系 II』、2015、pp.203-220

高田賢治(高橋宏志ほか編) 有斐閣、「清

算価値保障原則の再構成」『民事手続の現代的使命』、2015、pp.891-913

高田賢治（佐藤鉄男ほか編）民事法研究会、「担保権消滅請求の手続論」『担保権消滅請求の理論と実務』、2014、pp.47-77

高田賢治（園尾隆司＝小林秀之編）弘文堂、条解民事再生法（第3版）、2013、pp.334-365

高田賢治（山本克己＝中西正編）法律文化社、レクチャー倒産法、2013、pp.36-45

高田賢治（倒産法改正研究会編）金融財政事情研究会、「担保権消滅請求制度の手続的課題」『続提言倒産法改正』、2013、pp.218-233

〔産業財産権〕

〔その他〕

ホームページ等

6．研究組織

(1)研究代表者

高田 賢治 (TAKATA kenji)

大阪市立大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：40326541